



平成24年度 鶴田町ごみ収集カレンダー

鶴田地区、上三地区

収集日(原則) 燃えるごみ 燃えないごみ プラスチック類 かん・びん・ペットボトル類 古紙・小型家電

燃えるごみ 毎月第1水曜日 燃えないごみ 毎月第1水曜日 プラスチック類 毎月第1水曜日 かん・びん・ペットボトル類 毎月第1・第3土曜日 古紙・小型家電 毎月第2土曜日

※ただし、収集日は、燃えるごみを収集する東北5地域連携協議会が休日のための収集日ではありません。詳しくはカレンダーをご覧ください。

4月							5月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
29	30						29	30	31				

6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31							1	2	3	4	5	6	7

8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
							1	2	3	4	5	6	7

問い合わせ先：鶴田町役場町民生活課 ぐらしの窓口班 Tel. 22-2111

△毎戸配布した「鶴田町ごみ収集カレンダー」

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

※30日は西部クリーンセンターが休日のための収集しません。

※上のカレンダーは鶴田、上三地区のもので、水元、梅沢、六郷、鶴田(新子・亀田・大巻・強巻)地区は収集日が違いますのでご注意ください。

### 収集日が増え 内容が変わります

上の「鶴田町ごみ収集カレンダー」の4月の部分を拡大した表をご覧ください。

まず①の矢印は今までと変わらない月2回の資源ごみ収集日(表では7日と21日の土曜日)です。収集内容も従来と同じかん・びん・ペットボトルです。

②の矢印は新たに増えた資源ごみ収集日(表では14日の土曜日)で、収集内容は小型家電とダンボール・新聞紙、チラシ・雑誌類・紙バックの古紙となります。

③の矢印は、今まで月2回収集していた燃えないごみが月1回になり(表では4日の水曜日)

、あと1回が資源ごみのプラスチック類の収集日(表では18日の水曜日)に変わった部分です。※出された資源ごみがその日に指定された内容と違う場合、収集業者は収集していきませんが十分ご注意ください。

なお、燃えるごみにつきましては従来と変わらず、週2回の収集です。

町の埋立処分場の延命と資源ごみの有効的なりサイクル、そしてごみの減量化を目指すため、町民の皆さまには何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

■ごみに関する問い合わせ先  
町民生活課ぐらしの窓口班  
(内線151)

### どうして小型家電が資源ごみで出せるようになったの?

東北地方は鉱山で栄えた経緯により国内でもトップクラスの製錬施設が多くあり、電子部品の製造工場もたくさんあります。

しかし震災のため、生産拠点が海外に移るなど産業が衰退する恐れがあります。そこでこの東北地方の独自性を生かし、小型電気電子機器リサイクルを通じて産業の活性化や雇用の促進、再生資材(レアメタル等)の供給をはかり、循環型社会を基盤とした地域として復興・成長させようと、環境省東北地方環境事務所が「小型電気電子機器リサイクル構築社会実験」としてこの4月から東北5地域33の市町村で実施する社会実験なのです。

なお、実施期間は来年3月まで1年間ですが、町では終了後も町費でこのリサイクル事業を継続していく予定です。



△意見書(答申)を手渡す花田会長

鶴田町環境問題協議会が 答申を中野町長へ提出

3月1日(木)、鶴田町環境問題協議会(花田正逸会長)から、鶴田町一般廃棄物処理基本計画策定について意見を求める諮問への答申(意見書)が中野町長に提出されました。

答申で花田会長は「町民・事業者の関心や理解をさらに深め、町民・事業者・町の三者が認識を共有するため、分かりやすい広報・啓発活動を展開することを求めます。」と申し述べ、協議会で議論を重ねた意見書が中野町長に手渡されました。

鶴田町環境問題協議会とは：町民が文化的な生活を確保するため、生活環境の保全等の問題について町長が諮問する事項を審議する町の条例によって定められ設置された機関。平成3年7月に設置。一般町民・事業者・行政機関の職員・学識経験者の20名で構成されています。